

令和5年度における青森県立学校特定事業主行動計画の実施状況について

県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づく「第2次青森県立学校特定事業主行動計画」を策定しており、職員が安心して子育てをしていくことができるよう、職場環境を向上させるとともに、地域社会における子育て支援にも積極的に参加することにより、社会全体の子育てしやすい環境づくりに貢献することとしています。

同計画では、毎年1回、前年度の取組状況や目標に対する実績等の公表を行うこととしていることから、下記のとおり公表します。

記

1 配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進について

(1) 子どもの出生時に父親となる職員が配偶者出産休暇、育児参加休暇を取得した割合
(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

目標値（令和6年度）	令和5年度実績
100%	94.7%

※ 令和5年度に新たに対象となった職員の取得実績です。

(2) 育児休業の取得率（R5. 4. 1～R6. 3. 31）

<男性職員>

目標値（令和6年度）	令和5年度実績
50%	19.3%

<女性職員>

目標値（令和6年度）	令和5年度実績
100%	100%

※ 令和5年度に新たに育児休業を取得した職員の取得実績です。

(3) 令和5年度の取組状況

- ・ 「第2次青森県立学校特定事業主行動計画」を改訂しました。
- ・ 「第2次青森県立学校特定事業主行動計画」や「職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」により、育児に関する休業、休暇等の周知を図りました。
- ・ 学校長に対し、職員に休暇等の取得を促すよう働きかけを行いました。
- ・ 学校毎に独自の目標を組み込んだ「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を執務室内に掲示し、希望する職員が円滑に休暇や各種制度を利用できる環境づくりに取り組みました。

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職員が気兼ねなく休暇制度を利用できるよう、職場の上司が「イクボス宣言」を行うことを呼びかけました。

2 年次休暇の取得促進について

(1) 職員 1 人当たりの年次休暇取得日数 (R5. 1. 1～R5. 12. 31)

目標値 (令和 6 年度)	令和 5 年実績
16 日	14.8 日

(2) 令和 5 年度の取組状況

- ・ 一の年に 5 日以上年次休暇を取得することや、夏季休暇の前後に 1 日以上年次休暇を取得すること等を働きかけました。
- ・ 長期休業期間の学校閉庁日（勤務時間が割り振られた日に原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日）について、年間 3 日以上を設定を目標とすることとし、通知の一部改正を行いました。
- ・ 長期休業期間の学校閉庁日の設定日数を増やすため、各県立学校の学校閉庁日の設定状況を取りまとめて周知しました。